

財政の健全化

基準値をクリア

市町村などの財政破綻を未然に防ぐため、財政の健全性に関する比率の審査と公表が義務付けられています。四つの指標で健全度を示し、一つでも基準を超えると、健全化計画の策定や外部監査を義務付ける「財政の早期健全化団体」に移行し、さらに悪化すると破綻状態の「財政の再生団体」となり、事実上国の管理下となります。

5年度算定結果

今回の健全化判断比率および資金不足比率は、下表のとおり基準を全て下回っており、当市の財政状況は健全段階であるという結果になりました。今後も、経費の削減、計画的な借り入れ等に努め、財政の健全化に取り組みます。

問い合わせ先

財務課（内線2491）

健全化判断比率・資金不足比率の状況（令和5年度）

	羽島市	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—※1	12.83%	20%
②連結実質赤字比率	—※1	17.83%	30%
③実質公債費比率	7.0%	25%	35%
④将来負担比率	—※2	350%	
	羽島市	経営健全化基準	
⑤資金不足比率	—※3	20%	

※1 赤字額がないため、「—」で表示しています。

※2 将来負担比率が算定されないため、「—」で表示しています。

※3 資金不足額がないため、「—」で表示しています。

用語説明

■健全化判断比率とは

①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④

将来負担比率の四つの財政指標の総称で、標準的な財政規模に対する割合を示します。

①実質赤字比率Ⅱ一般会計等の実質的な収支の赤字額の割合
②連結実質赤字比率Ⅱ一般会計・特別会計・企業会計の実質的な収支の赤字額の割合
③実質公債費比率Ⅱ一般会計が負担する公債費（借金の返済額）や、企業会計等の公債費に充てるための繰出金等の割合
④将来負担比率Ⅱ地方債残高（借金の残高）など将来負担すべき実質的な負債額の割合

■資金不足比率とは

公営企業ごとに資金の不足状況を算定するもので、この比率が高くなるほど経営状況に問題があります。

⑤資金不足比率Ⅱ資金不足額の事業の規模に対する割合